

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇IMF、国際通貨制度改革に関する20か国委員会の設置を決定

IMFは7月28日、さきに同理事会によって提案されていた「国際通貨制度改革および関連事項に関する委員会」(いわゆる「20か国委員会」)の設置を、加盟国総務の郵便投票の結果正式に決定した旨を発表した。

今般設置が決定された委員会の概要は次のとおり。

(1) 委員会は総務会に対し、IMF協定の改正案も含めて、国際通貨制度改革全般にわたる勧告ないし報告を行なうものとする。その際、国際通貨制度改革問題と、国際貿易、資本移動、対外投資、開発援助などの問題をも含む各国間の諸取決めとの相互関連に十分注意を払うものとする。

(2) 委員20名は、任名理事国(現在、米国、英国、西ドイツ、フランスおよび日本の5か国)および理事選任国グループ(現在15グループ)がそれぞれ1名ずつ選出し、議長は委員間の互選により選出する。

(3) 委員会の作業の準備のため、各委員会によって任命された代理人からなる代理委員会を併置する。

なお、第1回の会合は、9月25日からワシントンにおいて開催されるIMF年次総会の際開かれる予定。

### ◇OECD、経済見通しを発表

OECDは7月21日、1972年および73年上期の世界経

済見通し(OECD, Economic Outlook)を発表した。

要旨次のとおり。

(1) ボンド危機は、英国の基礎的収支悪化見通しという同国の特殊事情を基本的背景とするものであり、スミソニアン合意全体の動揺につながるものではない。ただ、ボンド危機を通じ、平価変更の基準のあり方など、今後の国際通貨体制改革上の重大問題がクローズ・アップされた。

(2) OECD加盟国経済は全体としてすでに確実な上昇軌道に乗っており、72年中5.0%、73年上期には6.0%(年率)の実質成長率が見込まれる。もっとも、雇用面では、景気回復効果の発現はやや遅れ、73年上期に至っても依然かなり高水準の失業を見込まざるをえない国もあろう。

(3) 71年央以来、OECD加盟国の物価上昇率はかなりの鈍化をみており、少なくとも、本年中なお小幅の改善が期待されよう。しかし、60年代における物価上昇率のレベル(59~69年間の平均は年2.8%)に復帰する見込みは小さく、各国は、いっそうインフレ抑制に努め、とくに、景気刺激が過度にわたらぬよう留意する必要がある。

(4) OECD域内全体の輸入量は、71年下期以来回復に転じており、73年上期には10%(年率)をこえる伸びを示そう。一方、自国通貨表示の輸出入価格は、切上げ国の輸出価格引下げ一巡後は騰勢再燃が見込まれる。

(5) 72年中、米国の経常収支赤字幅および日本の同黒字幅はそれぞれいっそう拡大する見通しであるが、73年央までには、通貨調整の効果はかなり顕著となり、各国の経常収支不均衡の是正が進展するものと期待される。

(6) 72年3月央以降6月央に至る期間に、欧州諸国や日

## OECDの経済見通し

	実質成長率 (%)			GNPデフレーター 上昇率 (%)			輸入量増加率 (%)			経常収支 (百万ドル)		
	1971年 実績 見込み	1972年 見通し	1973年 上期 見通し	1971年 実績 見込み	1972年 見通し	1973年 上期 見通し	1971年 実績 見込み	1972年 見通し	1973年 上期 見通し	1971年 実績 見込み	1972年 見通し	1973年 上期 見通し
OECD計	3.3	5.0	6.0	5.6	4.75	n.a.	5.5	8.5	10.25	6,300	6,250	6,100
米 国	2.7	5.75	6.0	4.6	3.75	3.75	8.5	11.0	9.5	△2,770	△4,000	△2,600
カナダ	5.4	5.75	6.25	3.4	4.0	4.0	9.7	14.0	10.0	220	△1,000	△1,000
日 本	6.1	6.5	9.0	4.4	4.5	4.5	0.6	11.25	15.0	5,900	6,800	6,300
フランス	5.1	5.0	5.5	5.0	5.25	5.0	6.3	10.0	10.0	0	200	300
西ドイツ	2.8	2.0	4.5	7.7	5.75	3.5	10.8	6.25	11.0	120	400	△700
イタリア	1.2	3.75	6.0	6.8	4.5	7.25	△2.1	8.0	10.5	1,850	2,900	3,100
英 国	1.7	3.25	4.5	9.0	7.0	7.75	5.1	7.5	8.0	2,320	600	100

(注) 1973年上期見通しは、季節調整済み前期比(ただし、経常収支を除く)、年率。

本の為替管理措置強化、米欧間金利格差縮小の動きなどにより、米国への短資還流が実現、先行きも、金利基調からみれば、こうした傾向が持続する見通しが強い。

## 米 州 諸 国

### ◇ニューヨーク連銀、ニューヨーク為替市場に介入

米国連邦準備制度および同財務省が明らかにしたところによれば、7月19日、ニューヨーク連邦準備銀行はニューヨーク為替市場に介入、財務省の保有にかかると少額のドイツ・マルクの売却により米ドルの買いささえを実施した。

バーズ連邦準備制度理事会議長によれば、「今回の介入の目的は、為替市場の秩序回復およびスミソニアン合意の支持のために米国の役割を果たそうということにある。これは国際通貨問題に関し善意の無視(benign neglect)政策とみられてきた米当局の政策の終えんを意味するものであるが、米ドルの非交換性という政策の変更を意図したものではない」とされている。

なお、昨年8月15日以来新規利用停止の状態にあった各国中央銀行とのスワップ取決めも、今回の措置に伴いニクソン大統領によりその使用停止が解除された。

### ◇米国、中・長期国債を借換え

財務省は7月26日、本年中に期限の到来する中期債(Note)、長期債(Bond)(一般保有分86億ドル)および74年11月および75年2月に期限の到来する中期債、長期債(111億ドル)を借り換えるため、3年半ものおよび7年もの中期債(利回り5.96%、6.25%)ならびに12年もの長期債(同6.45%)の3種の国債を発行する旨発表した。本措置のねらいは、財務省の説明によれば、国債の期日を長期化し、その期限別構成の是正を図るところにあるとされている。

借換えに対する応募(8月2日締切り)の状況を見ると、前記197億ドルの対象国債に対し、応募額は82億ドル(3年半もの39、7年もの31、12年もの12各億ドル)となり、財務省の予想をやや上回る順調な応募をみた。

## 欧 州 諸 国

### ◇EEC、残存EFTA諸国と工業製品の自由貿易地域創設に関する協定を締結

EECは7月22日、ブリュッセルにおいて、英国等が

EECに加盟した後もEFTAに残存するオーストリア、アイスランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス(リヒテンシュタインを含む)との間で工業製品の自由貿易地域創設に関する協定を締結、拡大EECの発足する73年1月1日に同時に発効することとなった(同じく残存EFTA諸国中の1国であるフィンランドとの交渉も妥結済みながら、同国内閣総辞職のため新内閣成立まで調印を延期)。本協定の内容は次のとおり。

(1) 77年7月1日完成をめどに全工業製品に関する自由貿易地域を創設する。このための関税引下げは、20%ずつ5回に分けて実施する(第1回は73年4月1日、以後は74、75、76、77年の各1月1日(注1))。

(注1) ただし、次のような例外をおく。

イ. ポルトガル、アイスランドは80年1月1日までに関税撤廃を実施すればよい。

ロ. 関係国の一方が保護育成を必要と考える製品(Prodits sensibles)については関税撤廃までの期間を延長する(製紙部門は11年、その他亜鉛、鉛、アルミニウム、綿織物、希金属等は7年から11年)。また、これら製品については特惠関税を適用する数量を制限できる(ただし、EEC側は73年中は亜鉛、希金属等は制限しない方針)。

(2) 食品工業の製品も、原則として自由貿易地域創設の対象とする(ただし、その原材料となる農産物に賦課される関税分は除く)。

(3) 創設される自由貿易地域は対域外共通関税を持たないため、域内諸国のうち相対的に関税率の低い国を経由して域内に輸入された域外商品によって域内の通商が妨げられることがないように、域内生産要素の使用度の高い商品には原産地証明書(certificat d'origine)を交付する(たとえば、化学部門では最終製品価格に含まれる域外原材料コストの割合が20%までなら認められるなど)。

(4) 公正な競争を確保する。

(5) 次の場合には一時的に輸入制限ができる。ただし、実施に移す前にEEC・当該関係国委員会(Comité mixte)で協議を行なうものとする(公正競争の原則や協定内容に違反する場合には必ず事前協議、その他緊急を要する場合は事後協議も可)。

イ. ある経済部門や特定の地域に重大な事態が生じた場合。

ロ. 国際収支が困難に陥った場合。

ハ. 域外からの原材料輸入品に対する関税率の差異によって悪影響が生じた場合。

ニ. 相手国がダンピングを行なった場合。

ホ. 公正競争の原則が遵守されない場合。

ヘ. その他本協定上の義務に違反した場合。

(6) 関係国の一方が、両国の経済関係をさらに発展ない

し緊密化させること(関税撤廃対象範囲の拡大等)を提議した場合には、新たな交渉を開始してその可能性につき検討する(ただし、フィンランドを除く)。

(7) 農産物は今回の自由貿易地域創設の対象外とする(注2)。

(注2) ただし、次の場合は対象となる。

- イ. ポルトガルからの輸入については、EECの定める最低価格を遵守するとの条件つきで原則として一定量に限り、さかなのかん詰(関税率引下げ30~40%)、トマト・ソース(同30%)、ぶどう酒(同30~60%)の関税引下げを行なう。
- ロ. アイスランドからの輸入品のうち、冷凍魚の切身については同じく最低価格遵守の条件つきで工業製品と同じテンポで関税引下げを実施するほか、にしんのかん詰につき50%の関税引下げを行なう。ただし、そのためには専管漁業権に関する関係諸区間の調整(アイスランドは50カイリを主張、拡大EECのそれは原則として6カイリ)成立が条件となる。

(8) 本協定の施行上の問題、たとえば、関税問題、原産地認定、その他の諸要求等を審議するため、EEC・当該関係国委員会を設け通常年2回開催する((5)を参照)。

(9) 本協定は12か月の事前通告を条件として廃棄できる。

(10) 本協定とは別にEECはオーストリアと中間協定を締結し、第1回の関税相互引下げ(30%)を本年10月1日に実施する。

(11) 現EFTA諸国のうち英国等EEC加盟予定4か国と残存EFTA諸国との間で実現された関税の撤廃は維持する。ただし、過渡期間が5年(原則)をこえる製品((注1)参照)については現在の関税率を逆に引き上げることもありうる(注3)。

(注3) たとえば、英国は、フィンランド、スウェーデン、オーストリアからの輸入製紙関連製品について、現行の4%から、77年7月1日以降はEECの対当該諸国共通関税率(8%)に引き上げることとなる。

#### ◇拡大EEC、国際通貨制度改革問題に関する原則的立場につき合意

拡大EECは7月17、18日の両日、ロンドンの蔵相会議において国際通貨制度改革問題を討議した。会議終了後、議長を勤めた英国のパーバー蔵相は、新国際通貨制度の持つべき性格に関し次のような8項目の合意点を発表した。

- (1) 新国際通貨制度は引き続き調整可能な固定平価制度を基礎とすべきであること。
- (2) 諸通貨の全般的交換性を回復すべきであること。
- (3) 国際流動性の供給を有効に規制すべきであること。
- (4) 全加盟国の国際収支の必要な調整を確保すべきであること。
- (5) 短期資本移動の均衡破壊的な影響を減少させる必要

性に考慮を払うべきであること。

(6) 全加盟国の権利、義務は平等であるとの原則に基づくべきであること。

(7) 開発途上国の利害に考慮を払うべきであること。

(8) いかなる場合にも拡大EECの経済通貨同盟の漸進的実現と矛盾するものであってはならないこと。

#### ◇EEC、域外からの一部農産物に対する調整金制度の適用を廃止

EEC委員会は、閣僚理事会(農相、7月17日)の指示により、かねて米国等域外諸国から非難されていたGATT 譲許表に含まれる農産物に対する調整金制度に基づく輸入課徴金(46年6、9月号、47年1月号「要録」参照)の適用廃止を検討してきたが、その大部分(注)につき7月31日から廃止する旨正式に決定した。この結果、引き続き輸入課徴金が適用されるのは、ラードのほか、チーズ、ぶどう酒、ソーセージの一部等少数の農産物のみとなった。ただ、今回の措置の対象はあくまでGATT 譲許表に含まれるものに限られ、その他の農産物(穀類およびその粉製品、牛肉、豚肉、鶏肉、バター等)に対しては依然輸入課徴金が適用されるのに加え、輸出補助金は輸入課徴金適用廃止となる農産物についても引き続き与えられることとなっている。

(注) 生きた家畜、さかな、果実および野菜等(加工分)。

#### ◇英国、EECの域内為替変動幅縮小取決めに基づくEEC諸国への債務返済を実行

英国政府は7月31日、ベルギー、フランス、西ドイツ、オランダおよびノルウェーの各国に対する総額2,607百万ドルの標記取決め上の債務返済を実行した。本債務返済の内容は次のとおり。

英国のIMFリザーブ・ポジションの使用	634百万ドル
(うち IMFからの債権国通貨引出しによる分(IMFゴールド・トランシュの英国から債権国への移転) 317百万ドル)	
(「 IMF一般勘定保有SDR引出しによる分 317百万ドル)	
英国持ち外貨(注)の使用	1,973
合計	2,607

(注) ただし、海外中央銀行との間の既往スワップ残高の取りぐずしによる外貨調達1,150百万ドルを含む。

上記返済は、本年5月初英国が参加したEECの域内為替変動幅縮小取決めに基づき、6月のポンド変動相場移行に先だつ1週間、英蘭銀行および上記5か国中央銀行がポンド支持のため行なった為替市場介入に伴い発動

されたスワップおよび先物契約の決済として行なわれたものである。同取決めのもとでは、この種の決済は、債務国の対外準備の構成に応じ、一部は外貨で、残りは金ないし金価値保証つき資産(SDRないしIMFゴールド・トランシュ)で行なわれることに合意されている(4月号「要録」参照)ため、上記返済方法が採られることとなった。

#### ◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、基準金利を引上げ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行6行は、7月20日から24日にかけて、あいついで基準金利の0.75%ないし1.0%引上げを発表した。各行の引上げ発表日(同実施日はいずれも発表日の翌営業日)および引上げ後の主要新金利は下表のとおり。

2. 今次引上げは、市中短期金利の引き続き上昇傾向に即応したものであるが、①各行への資金需要の強さの程度、各行の流動性ポジションなどの相違から、基準金利ないし預金金利の水準につき各行間に差が生じたこと、②各行とも、貸出金利引上げ幅を上回る預金金利の引上げを行ない、利ぎやを圧縮しても資金吸収を図ろうとしていること、の2点で従来の引上げと異なっている。

銀行名	引上げ発表日	新 金 利			
		基準金利	7日もの通知預金金利	一流民間企業向け当座貸越金利	
National Westminster	7月20日	7.0%	5.25(△1.75)%	8.0(+1.0)%	
Barclays	21日	7.0%	5.5(△1.5)%	8.0(+1.0)%	
Midland	〃	7.0%	5.25(△1.75)%	8.0(+1.0)%	
Coutts	〃	7.0%	5.25(△1.75)%	8.0(+1.0)%	
William & Glyn's	〃	6.75%	5.25(△1.5)%	7.75(+1.0)%	
Lloyds	24日	7.0%	5.25(△1.75)%	8.0(+1.0)%	

(注) 1. カッコ内は新基準金利との較差。

2. 旧金利は、各行とも、基準金利6.0%、7日もの通知預金金利4.0%、一流民間企業向け当座貸越金利7.0%(7月号「要録」参照)。

#### ◇英国産業連盟、価格引上げ自主規制措置の3か月延長を提案

英国産業連盟(CBI)は7月19日、昨年8月1日から実施された傘下企業による価格引上げ自粛公約(46年8月号「要録」参照)の失効(7月31日)に先だち、傘下主要民間企業200社に対し、同公約を本年10月31日まで延長するよう提案した旨を発表した。なお、CBIは、同提案を行なうにあたり、国有企業が引き続き協調しうらよ

う、政府が国有企業に対し所要の資金援助を与えることを条件としたが、この条件は満たされた模様である。

CBIの提案した公約の内容は、昨年それとほぼ同一であるが、若干の緩和が認められる(注)ほか、今後、労働組合側からの具体的かつ前向きの反応がないかぎり、一方的な再延長はありえない旨を明確にしている。

(注) 昨年の公約内容との相違点は次のとおり。

(1) 例外的な事情または当事者の統御しえない理由によって、特定製品またはサービス価格の5%をこえる引上げが不可避な場合にも、当該企業的全製品・サービス価格の加重平均引上げ幅を5%以内に押えること(昨年の公約では、同様の場合、関連する製品・サービス価格の加重平均引上げ幅を5%以内に押えることとされた)。

(2) 本公約は、その価格が昨年7月末以来著しく低下した製品・サービスに対しては適用されない(昨年の公約では、対応する条項はない)。

(3) 公約期間中に、当事者の統御しえない事情によりこの公約の遵守が困難になった場合は、値上げに先だちCBIの専務理事に事態を通告、協議することが求められているが、その際、過去12か月間に価格の引き上げられていなかった製品については特別の配慮が払われる(昨年の公約では、後段のただし書きはない)。

#### ◇英国労使、労使紛争の自主的調停・仲裁機関設立で合意

英国産業連盟(CBI)と労働組合会議(TUC)の代表は7月13日、労使紛争の自主的調停・仲裁機関(conciliation and arbitration service)設立に関し合意、それぞれの組織の正式承認を経て、8月2日、両者はその設立をうたった共同声明に公式に署名した。

本機関は、政府の介入を排し労使紛争の自主的解決を図ることを目的とする民間の独立機関であり、本機関への調停ないし仲裁の申請には、労使両当事者の合意を要するものとされている。さしあたり、CBI、TUC両者の合意のもとに指名された約12名の調停官および仲裁官をもって本年9月1日から活動を開始、当初はその対象は主要産業における争議ない

し争議に発展する可能性の強い紛争に限られるが、3段階に分けてその組織と活動対象範囲を拡充、最終的には、すべての労使紛争がその調停・仲裁活動の対象とされる予定である。また、当初は、その所要費用はCBI、TUC両者により分担されるが、完成段階では政府の財政援助が期待されている。

#### ◇西ドイツ、8%利付連邦債を発行

西ドイツ連邦政府は7月26日、6月15日の中央資本市

場委員会での表面金利引上げ勧告(7.75 → 8.0%)を考慮し、表面金利8%の連邦債を発行した。

発行条件は次のとおり。

発行額	450百万マルク
表面金利	8.0%
期間	10年
発行価格	99.5
応募者利回り	8.07%

#### ◇フランス銀行、外貨建資産の評価替えを実施

フランス銀行は6月30日付けをもって、同行および為替安定基金保有の外貨建資産を、IMFに通告された他通貨の新平価(ないしはセントラル・レート)によって評価替えを実施した(注1)。この結果、フランス銀行勘定では「一覧払対外債権」で1,593.5百万フラン、「国際復興開発銀行ならびに輸出入銀行向け貸付」で69.9百万フラン、合計1,663.4百万フランの評価損が計上されたが、この評価損は、大蔵省との協定により全額為替安定基金(したがって国庫)が負担する扱いとなった(注2)。

なお上記協定によれば、フランス銀行は、為替安定基金が出した純損失額(フランス銀行の評価損負担分を含む)につき国庫の資金繰りならびに金利負担を軽減するため、同額の大蔵省証券(1,569.1百万フラン、無利子15年均等償還)に応募することになっている。またフランス銀行貸借対照表では、「無利子大蔵省証券(Bons du Trésor sans intérêt)」として貸記される予定である。

(注1) 本件評価替えは、本年6月8日付けのフランス銀行と大蔵省との間の協約(convention)が、7月5日付けで法的に承認されたのに伴い、為替安定基金の上期決算日にあたる6月30日付けをもって実施されたものである。

(注2) フランス銀行は、1936年10月1日付け通貨法第3条により、為替安定基金との間で、金・外貨の購入・売却の権限を付与されたが、その結果生じたフランス銀行の損益は、1949年6月26日付け協約第4条により、フランス銀行国庫勘定への振替えを通じ肩代わりされることになっている。

#### ◇イタリア、付加価値税の導入決まる

イタリア上院は7月24日、付加価値税を73年1月1日から採用する法案(注)を可決、承認した。

同法案(52条項)によると、日常品からしゃし品までのカテゴリーによって6%、12%、18%の3種の税率が規定されており、日常品のうち、とくに、パン、小麦粉、オイル等については、物価上昇抑制の目的から、税率適用が5年目で最大6%になるよう特別に配慮されている。

なお、付加価値税と同時に実施される予定であった所得税等の全般的税制改革は、74年1月1日まで延期された。

(注) 当初、EECの統一税制取決めに従い72年1月1日から採用される予定であったが、政情不安等で準備が遅れたため、EEC委員会に実施延期を要請し、承認された。

#### ◇スイス、国内債務に対する準備率の引上げ等

1. スイス国民銀行および銀行協会は7月21日、69年9月の紳士協定に基づき本年4月に発動した最低預金制度の国内債務増加額に対する準備率を、本年6月以降次のとおり4割方引き上げることと合意した(4月号「要録」参照、カッコ内は旧レート)。

要求払預金	28%	(20%)
貯蓄預金	3.5%	(2.5%)
金融債(5年以内)	3.5%	(2.5%)

なお、本準備率は毎月末の上記債務残高が71年7月末の残高をこえる金額に対して適用され、これを翌月25日までに積み上げることとされているが、6月末分については時間的余裕に乏しいため、7月28日までに積み立てればよいものとされている。

本措置に関する国民銀行のコメントは次のとおり。

「本措置は、最近の国内景気、物価の状況からみて、ポンド・フロート後の短資流入に伴う国内流動性の増加を放置しておくわけにはいかないと判断に基づき実施したものである」。

2. スイス国民銀行は、69年9月以来実施してきた紳士協定に基づく市中貸出規制(期間、当初2年間、その後本年7月末まで1年間期限延長)が7月末で期限切れとなったのに伴い、8月上旬、市中銀行に対し次の内容の書簡を送り、貸出の増加を引き続き抑制するよう要請した。

- (1) 国内信用供与総額の増加は、従前の増加率を大幅に上回らない範囲(注1)に押えられたい。
- (2) 最近多額の貸出を承諾した金融機関は、今後新たな融資にあたっては極力慎重な態度をとられたい。なお、今後新たな貸出増加額規制が行なわれる場合には、融資承諾額が多額に上ることを理由とする当初の大幅枠超過は認めない(注2)。
- (3) 現状のごとき国内景気の過熱が続くかぎり、数か月以内に再び貸出増加額規制を実施せねばならなくなるであろう。その場合、信用の膨張が国民経済的利益に反するほど多額に上るときは、貸出増加額の算定基準となる貸出残高を本年8月1日以前の日とするこもありうる。

(注1) 71年8月1日以降72年7月31日までの貸出増加率は、規制対象金融機関平均で8.26%以内となっていた。

(注2) 69年9月から実施された貸出規制においては、69年6月末までの2年間の年間国内貸出増加率が9%をこえた銀行については、2.5%を限度として、その平均貸出増加率と9%との差の2分の1に相当するパーセント分だけ追加的に貸出を増加させることが

認められていた。

3. 同行によれば、今次要請を行なったのは、上市市中貸出規制について再延長を行わない旨合意をみていたところ、市中銀行側に上記規制の廃止を見越して、先般来の通貨不安に伴う資金流入を背景に企業等に対し多額の融資を承諾する動きがみられ、これが建設関係需要等をさらに刺激し、インフレを加速するおそれが出てきたためとされている。

#### ◇スイス、外債発行代り金等の米ドルへの交換レートを変更

スイス国民銀行は7月中旬、スイス・フラン建外債発行代り金等の40%を同行において米ドルに交換させるにあたり適用する相場、および市中銀行が最低預金制度にかかる国民銀行預け金を取りくずして国民銀行から米ドルを買い入れる場合に適用する相場を、従来の1米ドル=3.88スイス・フランから3.80スイス・フランに引き下げた(スイス・フランの対米ドル相場の引上げ、5月号「要録」参照)。

同行によると、今回の措置は「上記相場を市場の実勢相場に近づけ、外資流出のいっそうの促進を図る趣旨から実施したもの」としている。

#### ◇オランダ、為替管理を強化

オランダ銀行は7月17日、最近の外資流入状況にかんがみ以下の為替管理の強化措置を決定、即日実施した。

- (1) 通常の商慣習を逸脱した輸出前受けはオランダ銀行の許可を必要とし、25万ギルダーをこえる輸出前受けはすべて同行に報告しなければならない。
- (2) 信用供与期間が通常の商慣習をこえた長期の輸入信用は、オランダ銀行の許可を要する。
- (3) 企業の非居住者からの借入れを原則的に禁止する。

#### ◇ベルギー、過剰流動性吸収措置等を実施

1. ベルギー国民銀行ならびに銀行委員会は7月20日、大量の外貨流入に伴う国内過剰流動性を吸収するため、主要29行との間に紳士協定を締結、この結果参加銀行は、下記の要領で債務の一定割合をベルギー国民銀行の特別勘定(compte spécial 無利子)にベルギー・フラン建一覽払資産で預入することとなった。

- (1) 預入金額総額は100億ベルギー・フランとする。ただし外貨の流出状況や新たに為替管理措置をとった場合には、その影響をも勘案して増減させうるものとする。
- (2) 預入は次のとおり段階的に行なう。

預入金額総額の40%まで 7月28日

〃 60% 〃 8月7日

〃 80% 〃 8月14日

〃 100% 〃 8月21日

(3) 参加各行別の預入額は次の要領で算出する。

イ. 自由ベルギー・フラン建債務(ネット)の平均残高(注)の1%(ただし、71年10月、11月、72年1月、2月<以下、便宜上「基準期間」という>における当該債務の月末残高平均の1%を最高限度とする)。

(注) 前々週木曜日から前週水曜日までの7日間の日次平均。各行はこれを毎週ベルギー国民銀行および銀行委員会に報告、国民銀行はこれに基づき次週月曜日以降1週間に積み立てるべき預入額を各行に通知する。

ロ. 自由ベルギー・フラン建債務(ネット)の平均残高の、基準期間中平均残高に対する増加分の100%。

ハ. 「その他債務」(注)の平均残高の0.75%(ただし、基準期間中の当該債務の平均残高の0.75%を最高限度とする)。

(注) ベルギー・フラン建の一貫性ないしは2年をこえない定期性の債務(預金、期近有価証券および他銀行ならびに各行の本店、支店、子会社からの債務)から、貯蓄預金(carnets de dépôts)、自由ベルギー・フラン建ネット債務およびベルギー・フラン建の在ベルギー他銀行ならびに各行本店、支店、子会社あて債権を控除したもの。

ニ. 上記イ.ロ.ハ.による各行の預入合計金額の29行分総額が上記預入総額に達しない場合は、当該未達分を、各行の「その他債務」の平均残高が基準期間中における当該債務の平均残高をこえる額に比例して各行に割り当てる。

ホ. 逆にイ.ロ.ハ.による合計額が所定の預入金総額を超過する場合には、まずハ.のパーセンテージを、さらに必要な場合はロ.のパーセンテージ、さらにイ.のパーセンテージと順次変更する。

(4) なお、本協定の期限は72年10月31日とし、協定の廃止、変更、延長については10月中旬にベルギー国民銀行、銀行委員会、参加銀行間で話し合うものとする。

2. 上記措置の実施によって参加各行の公共部門への信用供与が減少するのを防止するため、協定は参加各行の遵守すべき事項として次の規定を盛り込んでいる。

(1) ベルギー公債(effets et fonds publics belges)の保有残高を、72年6月15日から7月15日までの期間内における平均残高と同水準に維持する。

(2) 要求払債務残高の72年6月15日から7月15日までの平均残高に対する増加分のうち、少なくとも50%はベルギー公債の購入ないし応募に割り当てるものとする。

3. ベルギー国民銀行はさらに、上記協定によって資金を引き揚げられた銀行が、再割引保証機関(l'Institut de

Réescompte et de Garantie)や、ベルギー国民銀行での商業手形等の再割引を通じて流動性を補てんするのを防ぐため、7月28日以降、可変再割引限度額(1月号「要録」参照)の算出に用いる乗率を引き下げ(9.0→8.0%)、同限度額を50億ベルギー・フラン程度削減することとした。

## ア ジ ア 諸 国

### ◇ASEAN、中央銀行会議を開催

ASEAN(注)加盟5か国(フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア)は、7月5日から5日間、シンガポールにおいて第1回中央銀行会議を開催した。同会議には、加盟各国の中央銀行、通貨当局の代表が出席、動揺する国際通貨情勢に対処して域内金融協力をいっそう強化すべき旨を確認し、次のような共同声明を採択した。

- (1) 加盟国の中央銀行および通貨当局は、国際通貨情勢について引き続き緊密な協議を行なう必要がある。
- (2) 多角的決済機構、国際収支援助、輸出信用および同保険などの地域金融協力計画については、実際のな諸問題を慎重に検討すべきである。

なお、次回会議はタイで開催される予定(開催日未定)。

(注) ASEAN(東南アジア諸国連合)は、東南アジアの地域経済協力の促進を目的として67年8月結成、貿易、農・工・商業、観光、運輸、通信等広範な分野にわたる協力事業に取り組んでいる。

### ◇香港、香港ドルを暫定的に米ドル・リンクに変更

1. 香港政府は7月6日、英ポンドがフロートを続ける間、暫定的に香港ドルの英ポンド・リンクを停止し、対米ドル固定レートを採用する旨を発表した。財務長官の声明要旨、次のとおり。

- (1) 1米ドル=5.6500香港ドルとする。これは、これまでの対米ドル平価(英国がIMFに通告したもの、1米ドル=5.58213香港ドル)に対し1.2%の切下げ、英ポンドに対し7月5日のロンドン市場相場裁定で約5%の切上げとなる。
- (2) 対米ドル市場レートは、IMFで認められる上下各2.25%の範囲内に収める(1米ドル当り、上限5.5229香港ドル、下限5.7771香港ドル)。
- (3) 英ポンドが固定相場に復帰した場合には、あらためて対策を検討する。

2. 本措置実施の背景等次のとおり。

- (1) 英ポンド・リンクに基づく香港ドルの市場レート低落が、生活必需品や工業原材料の輸入価格上昇をもた

らし、ひいては物価および生計費高騰を招くおそれが強まったこと。

- (2) 香港ドルの為替レートが不安定なために、輸出入成約面に支障が生じたこと。
- (3) 香港ドルの対英ポンド固定レートの切上げは、英ポンド・フロートの状況下では実質的にむずかしいこと。
- (4) 香港の対外貿易の8～9割を占める米ドル取引を安定させると同時に、英ポンドとの伝統的つながりをただちに断ち切ることを避ける配慮が行なわれたこと。

### ◇フィリピン、輸出信用保険公社の設立を発表

フィリピン中央銀行は7月19日、73年初の業務開始をめぐり輸出信用保険公社を設立する旨発表した(同公社の設立に関する法律は、本年3月30日議会を通過)。近年、東南アジア諸国では輸出促進を主眼に輸出信用保険機構の設立を企図する向きが多いが、今回フィリピンがその先鞭をつけたものとして注目されている。

#### (1) 組 織 等

イ. 最高機関は理事会、総裁(注)および理事6名をもって構成。いずれも大統領が任命し、理事は中央銀行、投資委員会、大蔵・通産・外務・農業資源省から各1名ずつ任命する。

ロ. 資本金は10百万ペソ、全額中央銀行出資による。また、同行は10百万ペソを限度として同公社に対し貸付を行なうことができる。

ハ. 本店はマニラに置く。

(注) 総裁には、現在中央銀行の Executive Assistant to the Deputy Governor であるジュリアン・メルカド氏の就任が予定されている。

#### (2) 業 務

イ. 同公社は、輸出信用供与者が輸出相手国の戦乱、為替制限や輸出先の破産などによって輸出信用の返済を受けることができない場合、その損失を補てんする。

ロ. 損失の補てんは、輸出商品のインボイス価額の80%を限度とする。

ハ. 保険料率は、輸出相手国、信用供与期間、商品種類等を勘案して理事会が決定する。

### ◇シンガポールの1972年度予算

シンガポールの1972年度予算(72年4月～73年3月)は、3月29日成立した。一般予算では、軍事費を中心とする歳出増を自然増収でまかない、引き続き均衡予算を編成している一方、工業開発の推進をねらい開発予算を

## シンガポールの1972年度予算

(単位・百万シンガポール・ドル)

		1972年度 予 算	1971年度 予 算	増加率 %
一 般 予 算	歳 入	1,449	1,307	10.9
	直 接 税	538	439	22.5
	間 接 税・支 出 税	421	395	6.6
	そ の 他	490	473	3.6
	歳 出	1,449	1,307	10.9
	国 防・治 安 費	563	495	13.7
	社 会 行 政 費	385	344	11.9
	経 済 行 政 費	113	105	7.6
	そ の 他	388	363	6.9
	収 支 じ り	0	0	
開 発 予 算	751	636	18.1	

大幅に増額している。

同予算の概要次のとおり。

- (1) 一般予算の歳出面では、英軍の撤退に伴う、国防・治安関係費の増大(前年度比+14%、総額の約4割)を主体に、教育、保健など社会行政費の増加もあり、総額は前年度比11%拡大。
- (2) 歳入面では、高度成長(71年名目14%)に伴う個人・法人所得税の大幅増収が見込まれるため、①低所得者層に対する所得税免税、②自家用住宅に関する固定資産税減税、③公害防止設備に対する特別償却、など6項目に及ぶ政策減税を実施。
- (3) 開発予算は、支出が工業用地造成、交通・通信施設の整備、低家賃住宅の建設などにより前年度比18%拡大しているのに対し、資金調達については一般予算からの繰入れを少額にとどめ(1億シンガポール・ドル程度)、アジア・ダラー市場を通ずる相当額の海外借入れ等を予定している。

## ◇インドネシア国営石油公社、アジア・ダラーを借入れ

インドネシア国営石油公社(注)は7月31日、邦銀を主体とする借款団(15行で構成)からアジア・ダラーを原資とするシンジケート・ローン(15行)を借り受ける取決めに調印した(8月4日実行)。アジア・ダラーのシンジケート・ローンとしては、71年12月のアジア民間投資会社(PICA)に対するローン(10百万ドル、邦銀4行を含む15行が参加)等に次ぐもので、アジア・ダラー市場がアジア地域の長期資本市場に発展しつつあることを示す事例として注目されている。

今次シンジケート・ローンの要項、次のとおり。

借入れ額 40百万ドル

期 間 5年

金 利 期初におけるアジア・ダラー6か月ものの市場金利に若干のプレミアムを付加し、6か月ごとに改訂する。

(注) インドネシア国営石油公社(プルトミナ)は、全額政府出資の国策会社で、外国石油会社との役員契約等により、全鉱区の管理、開発、精製、販売を行なっている。

## ◇パキスタン、1972年度予算を発表

パキスタン政府は6月17日、経済再建を重点施策とした1972年度(本年7月～明年6月)予算を発表、7月1日から実施した(注)。その概要次のとおり。

- (1) 歳出(総額139億ルピー)は前年度比10億ルピー、8%増。増加の主因は運輸・通信施設の復興、生産設備の修復ないし増強、かんがい施設の整備など、開発・復興支出の大幅増額(前年度比4割増)のほか、対外債務の返済増による。なお、軍事費は前年度比微減ながら、引き続き総予算の3割を占めている。
- (2) 歳入(総額85億ルピー)は前年度比13億ルピー、18%の大幅増。これは酒類等の輸入関税、綿花・皮革等の輸出税増徴のほか、富裕税(現行、負債控除後の純資産の1～3%→5%)、遺産税等の引上げによるもの。
- (3) 歳出規模の膨張を映じて、赤字幅は依然54億ルピーの多額(印・パ紛争前の70年度は30億ルピー)に上るが、5月末の債権国会議で援助再開が合意されたことから(7月号「要録」参照)、その過半を外国援助でまかない、赤字公債等の国内借入れは前年度比半減を図っている点が、財政インフレ阻止の方針を示すものと

## パキスタンの1972年度予算の概要

(単位・億ルピー)

	1972年度	1971年度 (修正)
歳 入	85	72
うち 所 得・法 人 税	10	11
消 費 税	23	23
関 税	26	13
歳 出	139	129
うち 一 般 行 政 費	9	8
軍 事 費	42	43
開 発 費	41	29
債 務 返 済	19	16
差 し 引 き 不 足 額	54	57
うち 外 国 援 助	31	12
国 内 借 入 れ ほか	23	45



して注目される。

(注) 同国では、大統領権限で予算を編成し実行することが認められている。

#### ◇スリランカ、英ポンド・リンクに復帰

スリランカ(旧国名セイロン)は、英ポンド・フロートに伴い7月11日、従来の米ドル・リンクを英ポンド・リンクに切り替え、1英ポンド当り15.60ルピーに決定した(注)。この結果、同日の対米ドル・レートは1米ドル当り6.39ルピーと旧セントラル・レート(同5.95ルピー)比6.9%切り下げられたかたちとなった。

同国は昨年11月8日、それまでの英ポンド・リンクから米ドル・リンクに変更したが、①紅茶輸出(同国総輸出の5割強)で競合するインドが6月29日、英ポンド・リンク維持を決定し、事実上他通貨に対する切下げを行なったことに対抗する必要がある、②対英輸出(依存度、71年22%)等については、米ドル・リンクを維持した場合、輸出代金のルピー手取りが減少する公算が大きいこと、などから今次措置を採ったものとみられている。

(注) 旧米ドル・セントラル・レートとの裁定では、1英ポンド当り15.504ルピー。

## 共産圏諸国

#### ◇第26回コメコン総会の開催

第26回コメコン(経済相互援助会議)総会は、7月9日から3日間モスクワで開催された。同総会では、①前回総会で採択された「コメコン経済統合計画」(46年9月号「要録」参照)をもとにして、前1か年間のコメコンの具体的な活動状況が討議され、②また、キューバのコメコン加盟申請を正式に承認した(注)。

なお、準加盟国であるユーゴスラビアからは、ジュマル・ピエジッチ首相が出席したが、同国の首脳クラス派遣は今回がはじめてであり、コメコン諸国とユーゴスラビアとの関係緊密化を裏づけるものとして注目されている。

同総会が発表したコミュニケの概要、次のとおり。

(1) 総会は、コメコン諸国およびコメコン諸機関(科学・技術協力委員会、電力常設委員会、化学工業常設委員会等)によって実施された次のような「統合計画」の具体的な成果を高く評価した。

イ。「統合計画」に基づき、加盟国間に18の科学・技術協力協定が締結され、20の工業計画等調整センターが設立された。

ロ。機械、貨物自動車、トラクターおよび農業機械等について、域内の生産専門化と共同化に関する協定

が結ばれた。

ハ。71年のコメコン域内貿易は、前年比8.7%の増加を示し、とくに機械製品の相互取引高が前年を10%上回った。

(2) 総会は、コメコン加盟各国が72~74年中に次期5か年計画(76~80年)の調整を行ない、相互に長期経済協力協定を締結するよう勧告した。

(3) ユーゴスラビアは、今後コメコン諸機関の活動に参加することとなった。

(注) この結果、コメコン加盟国はソ連、東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、モンゴルおよびキューバの9か国となった。なお、アルバニアは、1949年のコメコン設立当初から正式加盟国であったが、ソ連との関係悪化に伴い61年の第15回総会以降出席を拒否しているため、コメコンを脱退したものとみなされている。

#### ◇コメコン銀行の活動状況

コメコン銀行(国際経済協力銀行)(注)は、このほど1971年度の営業報告を発表した。それによれば、同行の業務は加盟国相互間の決済額の増加、加盟国公認銀行(コメコン銀行との取引権限を与えられた各加盟国の中央銀行もしくは外国貿易銀行)への貸出増などにより引き続き順調な拡大をみている。

まず、同行の主要業務であるコメコン域内の振替ルーブルによる決済は、393億振替ルーブル(うち95%以上が貿易決済)と前年比11%増加した(70年も同11%増)。こうしたコメコン銀行を通ずる決済額の増大もあって貸出は大幅に伸び(注)、71年末現在の振替ルーブルによる貸出残は626百万振替ルーブルと前年末比34%(70年末同28%増)増加した。このうち、とくに公認銀行の決済資金の一時的不足を補てんするための貸出である「決済信用」(貸出総額の80%以上を占める)は前年比36%の大幅伸長をみた。上記決済信用以外の「期限付き信用」(生産の専門化・協同化のためのプロジェクトなどに対し供与される貸出、期間最高3年)も前年比29%増大した。

一方、預金総額は71年末現在1,049百万振替ルーブルと前年末比3%伸びた。また交換可能通貨および金取引については、取引総額236億振替ルーブル相当額、前年比11%増と伸び率では前年(同55%増)を下回ったものの引き続き活発に行なわれている。

(注) 1963年設立、出資国はキューバを除くコメコン加盟8か国。域内貿易の多角的決済業務とこれに伴う短期信用の供与等を行なっている。近年、域内貿易の拡大につれて加盟国間の貿易収支の不均衡が増大しており、コメコン銀行は出超国から資金を吸収、入超国に決済資金として貸し出している。また、最近は西側諸国から外貨の借入を積極的に行なっている。

## コメコン銀行の貸借対照表

(年末現在、単位・百万振替ルーブル)

資 産	1969年	1970年	1971年	負 債			
				1969年	1970年	1971年	
現金・預け金 勘定	421	625	523	資本金・準備金	92	95	113
うち預け金 への貸	406	613	512	うち払込済み 資本金	89	89	104
加盟国銀行 出	380	519	741	預金勘定	696	1,015	1,049
什器・備品	0	0	0	うち定期預金	562	904	958
その他資産	4	15	1	借入金	6	27	84
				その他負債	5	16	7
				純益金	4	7	12
合 計	806	1,161	1,267	合 計	806	1,161	1,267

(注) 振替ルーブルと交換可能通貨による勘定を合算したものの。

半期の計画遂行状況の再検討、欠陥の改善策実施を指令している。

他方、農業生産については、天候不順によって大きな被害を受けた冬まき作物(大部分小麦)の再播種実施を伝えている。

さらに国民生活面についてみると、労働者の実質賃金の引上げに加え、耐久消費財等の値下げもあって、小売売上げ高は前年同期比7.1%増(72年計画、同6.9%増)と順調な伸びをみせており、とくに乗用車(同62%増)、テレビ(同15%増)、電気洗たく機(同10%増)等耐久消費財の販売高が大幅な増加を示している。

## ソ連、1971年上半年期の経済実績を発表

ソ連政府は7月23日、本年上半期の経済実績を発表した。これによると、工業生産は前年同期比6.8%増と71年実績(前年比7.8%増)はもとより、72年の計画目標(同7.0%増)をも下回っている。

工業部門別にみると、機械製作等一部に前年並みの高い伸びをみせている部門はあるものの、その他は全般的に伸び悩みを示しており、とくに軽工業、食品工業等消費財関連部門の不振が目だっている。かかる工業生産の伸び悩みの原因として、政府は、技術革新の停滞、建設工事の計画未遂に伴う設備稼働の遅延などを指摘しており、連邦各工業省および各共和国閣僚会議に対し、本年上

## ソ連の1971年上半年期経済実績

(前年同期比伸び率・%)

	1972年 上半期	1971年 上半期
工業生産	6.8	8.5
電力	9	10
燃料	5	6
鉄・非鉄	6	6
化学・石油化学	10	11
機械製作	11	11
建設資材	6	8
軽工業	3	9
食品工業	4	6
工業労働生産性	5.4	7
国家投資	6.0	8
小売売上げ高	7.1	7
貿易	8.7	7

資料：ブラウダ72年7月23日号。

## ◇中国の農工業生産実績

本年前半を中心とした掲載実績に関する中国国営通信社新華社の報道次のとおり。

(1) 農業……本年の夏収作物(注)は播種面積と施肥の増加、土地改良・水利事業の進展等にささえられて「豊作」となり、全国収穫量は昨年実績(中国成立後最高)をさらに上回った。

これを地域的にみると、湖南省で前年比20%以上、浙江省で同10%前後の伸びを示したほか、山東、河南、河北、江蘇、安徽、四川、貴州、福建、広東、天津等の省・市においても昨年実績を上回った。もっとも、山西、陝西、湖北、北京等では干害、病虫害の被害があった。

(注) 小麦、大麦、そば豆、えんどう等。夏収作物は年間穀物生産の3割程度。

(2) 鉄鋼業……本年上期中、主要生産地の鉄鋼生産は大幅な増加をみた。1～5月の鉄鋼生産量は、中国最大の鉄鋼コンビナート鞍山鋼鉄公司では品目により前年同期比4%から10%伸長、上海全市では、同粗鋼3.8%、鋼材11%の伸びをそれぞれ示現、さらに首都鋼鉄公司でも前年同期実績を上回った。また、馬鞍山鋼鉄公司の年初来6月20日までの生産実績は、前年同期比鉄鉄10.9%、粗鋼10.6%、鋼材18.5%の増加をみた。なお、各地で鉄鋼生産における原材料消費率の低下、製品品質の向上が目だっている。

## ◇中国、西側先進国への経済使節団の派遣活発化

昨秋の国連参加を契機として中国は、第3回UNCTAD

総会にはじめて代表団(団長、周化民対外貿易部次官)を送ったのをはじめ、英国、フランス、日本など西側先進国への経済関係使節団の派遣を大幅に増加させている(71年中は2~3件程度)。人民日報、北京放送等の発表によれば、主要使節団は次のとおりである。

派遣時期	名称	相手国
3月	電力関係使節団	英 国
3~4月	パリ博覧会関係使節団	フランス
3~4月	化合織視察団	日 本
3~4月	化学工業技術視察団	フランス、 イタリア
4~5月	第3回UNCTAD 総会代表 団	チ リ
5月	コンコルド購入関係代表団	フランス
5~6月	国連人間環境会議参加代表 団	スウェーデン

6月	工作機械技術者使節団	英 国
6月	航空科学使節団	英 国
6~7月	中国国貿促代表団	豪州、オランダ、 ベルギー
6~8月	造船工業使節団	日 本
7月	国連海底平和利用委員会代 表団	スイス
8月	政府貿易代表団	カナダ

こうした派遣活発化の背景としては、①周恩来を中心とするグループがほぼヘゲモニーを確立し、経済的にも食糧の自給を達成するなど国内情勢が一応安定してきたこと、②こうした基礎の上に立って、第4次5ヵ年計画(1971~75年)推進のために経済建設資材、外国技術の輸入の必要性が高まってきていること、などがあげられる。